

< 欠席委員からのご意見 >

2003.9.17

有馬委員

淀川水系河川整備計画基礎原案への意見

P.3 下から7行

『支川では、オオサンショウウオの生息も』を下記のように訂正する。

「支川では、オオサンショウウオ(昭和27年 特別天然記念物指定)の生息も」

理由：オオサンショウウオがとり上げられていることの説明が必要である。

P.4 1行目

『・・・・。また、本流と繋がっていない“たまり”が点在し、・・』を下記のように訂正する。

「・・・・。また、それら氾濫原には本流と繋がっていない“たまり”が点在し、・・」

理由：前ページに述べられた「ヤナギ林やツルヨシ群落が散在する自然裸地」は単なる裸地ではなく、氾濫原つまり川がつくった自然裸地に他ならないことを強調すべきで、“たまり”もそのような氾濫原に点在しているのである。

P.4 8行

『オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキが生息』を下記のように訂正する。

「オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキ(昭和52年天然記念物指定)が生息」

理由：これらの固有名詞が取り上げられていることの説明が必要である。

P.4 21行

『環境を示し、イタセンパラをはじめ』を下記のように訂正する。

「環境を示し、イタセンパラ(昭和49年 天然記念物指定)をはじめ」

理由は2.と同じである。

P.6 2.1 河川環境 上から10行

『湿地性植物から陸地性植物への移行等、』を下記のように訂正する。

「湿地性植物から陸地性植物への移行、樹林の拡大等、」

理由：20年ほど前の河川環境に比べて高水敷や低水護岸脚部への樹林の拡大が著しくなったことによる。

P.6 2.1.1 河川形状 に関して

1行目の『単純な形状の低水路』を具体的に記述することが必要である。

P.6 2.1.2 水位 上から3行目

『河川の生態系に影響を与えているところがある。』を下記のように訂正する。

「河川の生態系に多大な悪影響を与えているところがある。」

理由：実際に淀川水系全域を歩いてみると、単に「影響を与えている」の表現では満足できない事実がある。

P.8 2.1.6 生態系 及び P.14 2.4.4 漁業

『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。』

下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためである。

「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵などの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が水陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・水位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断したり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生息・生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来たしている。」

P.12 2.4.1 水面 上から4~5行

『淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、』を下記のように訂正する。

「淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、湛水域の拡大と相俟って、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、」

理由：水面利用の多様化は、今や枚方大橋に及ぼんとする湛水域の拡大が大きく影響していることを理解すべきである。

P.12 2.4.1 水面 上から8行

『淀川水上オートバイ関係問題連絡会』のメンバー構成及び水面利用の適正化検討の内容を公表すべきである。

P.13 2.4.2 河川敷 (1)利用 上から3~4行

『この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、2,984千m<sup>2</sup>（高水敷の15%）において公園やグラウンド等として整備され、このうち国営淀川河川公園では、年間約520万人もの』について

各河川ごとの、公園やグラウンド等の面積を示すこと

淀川河川公園3地区の面積を示すこと

520万人の確認方法および3地区ごとの人数を示すこと

P.20 4.2.3 水量 1行

『できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、』について

「自然流況」とはどんな流量であるのかははっきりさせてほしいものである。高水敷の肩ぎりぎりの所で水量が止まってしまうのが最近の常態であるため、「自然流況」とは高水敷の高さではないかと疑いを持たざるを得ない状態になっている。

P.21 4.2.6 生態系 上から7~9行

『淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民及び住民団体と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。』について

外来種対策についての記述であるが、これまで行われてきた河川整備の、例えば、淀川大堰上流部における湛水化がワンド群への外来植物の侵入・繁殖を許してきたこと、法面の処理に伴う外来植物の導入、河川公園での栽培植物の導入などが外来植物の増加を招いていることを無視してはいけない。外来種の何を、継続して調査するのか分からないが、外来種の駆除は川に任せることが肝要である。つまり、外来種対策は川の環境をあるべき姿に戻す以外に方法はないと認識すべきであろう。京都・深泥池でブルーギルやブラックバスを捕らえて個体数を調べるのとは同じように考えることはできない。池と川の大きな違いでもある。

P.22 4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 上から5行目

『・・護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する』について

仮にそのような工法があったとして、その可否判断を何処でするのが分からない。お示しを！また、これまでの観察によれば、護岸施工は自然石を用いるとか、魚巢ブロックや植栽ブロックなどを用いた所謂「多自然型工法」が多用され、恐らくそれが「生物の生息・生育環境に配慮」した工法の一つなのであろうが、不自然な位況・流況のもとでは折角の工夫も効果を発揮するに至っていないのが実情である。発揮するどころか、却って外来種の蔓延を招いているに過ぎないのである。

生物の生息・生育環境に配慮するとは「川に任せて、川がつくった環境」を取り戻すことではなからうか。

淀川河川公園基本計画について

2.4.2 河川敷(1)利用で『一方、これら公園、グラウンド等人工的に整備された施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっているものもあり河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』と述べられ、また、2.7.1 淀川河川公園でも『河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』の記述が見られる。さらには、4.8.1 淀川河川公園でも『淀川河川公園基本計画の見直しを行う。』と

基本計画の見直しを標榜していることに対しては大いに賛成する。

思い返せば、基本計画に沿って河川公園の整備が進み始めた頃、大淀野草地区・十三野草地区・伊加賀野草地区などで高水敷に池を掘って最近盛んに施工されているいわゆる「学校ビオトープ」のはしりとも思われる池づくりが盛んに行われていた。しかし、ほとんどの池は1年を経ずして干上し草むらに変わってしまったのである。鳥飼野草地区では小さいながらプールと小山の千鳥がけ構造のビオトープが造られ、トンボ類やプランクトンなどの生育する面白い人工ビオトープに変化していたが、それは何かの理由で間もなく壊されて芝生に変えられてしまった。自然地区と施設地区との緩衝地帯としての野草地区の役割がはっきり意識されていたはずであったのに、いつの間にか意識は失われ栽培植物の花園となり、クズが蔓延するに至るといった、野草地区の整備を諦めたと思えない状況が認められたのである。

国営淀川河川公園という以上、施設・野草両地区が整合を保って整備されねばならないのであるが、実は施設地区の整備ばかりが進められてきたように思われてならない。自然地区・野草地区・施設地区の3地区は、釣り合いのとれた整備がなされなければならないのである。基本計画見直しに先立って、これまでの公園運営についての総括をせねばならないのではなからうか。また、見直しは必ず現場の状況に従って行われねばならず、決して机上での見直しに終わることの無いようにせねばならない。

野草地区整備の失敗を認め、新規巻き直しの覚悟で基本計画の見直しに当たるべきである。なお、ついでのことであるが、河川公園の使用料徴収について、会計報告をいただきたいと考えている。

#### P.26 4.5.2 河川敷(1)利用 上から7~11行

『しかしながら、・・・(中略)・・・判断することとする。』について

P.6 2.1 河川環境 の項で『これまでの河川整備は、・・・(中略)・・・地域社会に貢献した。しかし、・・・(中略)・・・河川環境は大きく変化してきた。』と述べ、P.13 2.4.2 河川敷(1)利用 の項では(14行以下)『一方、これら公園、グラウンド等・・・(中略)・・・利用形態への見直しが求められている。』とあり、P.8 2.1.7 景観 の項で『高水敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していない。』と述べるなど、現状の課題を的確にとらえていることに同感するものである。ならば、ここにあげた『しかしながら、・・・判断することとする。』の一文は上記の態度と全く矛盾するものである。ここまで正當に認識できたのであれば、この一文はむしろ削除して然るべきものであると考える。

#### P.28 4.6 維持管理(3)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 について

ひと口に「河道内樹木」と言っても、水辺に見られる「水辺林」、低水護岸上にかつて植栽した樹木を核として発達した「植栽林」、高水敷上に最近発達してきた樹林(「高水敷林」と言おうか)など様々な立地に様々な状態の樹林が存在している。これらを一纏めにして『適正な対策を図る。』とは言えないだろう。まずは樹林の分布なり樹種の同定などに着手すべきである。

P.30 4.7.3 事業中の各ダムの方針 について

『事業中の各ダムについては調査検討を行う。』と述べられているが、場所の選定アセスメント、周辺及び水没予定地の環境調査、環境保全対策などが正当に行われているとは思えない事実が多々あった。事業前の準備作業等に社会的合意が得られないような手抜きのないよう正しく対応すべきである。